租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策	地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例
	の名称	措置の創設
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
	② 上記以外の 税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》
		令和3年度に創設された全国調整スキームにより、電気事業法上の広
		域系統整備計画に基づいて一般送配電事業者または送電事業者が
		系統整備を行う場合、建設期間中および運転開始後に発生する減価
		償却費等の費用(以下、「全国調整スキーム対象費」という)は、全国
		(沖縄電力を除く)9社の一般送配電事業者がそれぞれのエリアの託
		送料金に転嫁し、各エリアで回収した資金が事業実施主体たる一般送
		配電事業者および送電事業者(以下、「事業実施主体」という)に払い
		渡されることとなる。全国調整スキームにおいては、運転開始後から費
		用回収を行うところ、令和8年度から費用回収が始まる予定。また、全
		国調整スキーム対象となる一部の広域系統整備計画については建設
		期間中からの費用回収を認める制度も今後新設する方向で「電力シス
		テム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ」で議論が進
		められているところ。電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準
		である各事業年度の収入金額のうち、上記全国調整スキームに基づ
		いて、一般送配電事業者から事業実施主体に払い渡される全国調整
		スキーム対象費に相当する金額を対象とする。
		《要望の内容》
		全国調整スキームにおいては、全国調整スキーム対象費に相当する
		金額が、「一般送配電事業者が自エリアに割り当てられた全国調整ス
		キーム対象費を回収する時点」及び「回収された費用が事業実施主体
		に支払われる時点」で収受側と支出側いずれの法人でも課税標準を構
		成する結果として、二重課税が発生することとなる。二重課税を回避
		し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託
		送料金負担を軽減するため、一般送配電事業者の課税標準たる収入
		金額から、事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に
		相当する金額を控除する。
		《関係条項》
		電気事業法 第二十八条の四十八 広域的運営推進機関に関する省
		令 第十七条第三項 令和三年三月十日経済産業省告示第三十六号
		広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその
		負担の方法の基準を定める件
5	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力流通室

6	証価宇佐 四	 寺期及び分析対	評価実施時期:2025 年8月
0	象期間	可利及い刀们別	計圖美爬時期: 2025 年6月 分析対象期間: 2026 年度~2030 年度
7			一
,	剧政平皮/	文の改正社神	
8	適用又は發	延長期間	令和8年4月1日~令和13年3月31日(5年間)
9	必等	① 政策目的及びその根拠 政策の根拠 ながった ながった ながった ない ない ない おい	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》第7次エネルギー基本計画において、「電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるため、電力ネットワークの次世代化を進めることが不可欠である。このため、広域系統長期方針(広域連系系統のマスタープラン)を踏まえた地域間連系線の整備や、地内基幹系統等の増強を着実に進めていく必要がある。」として、地域間連系線等の整備の必要性を強調している。その前提を踏まえて、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進めることを目的とする。 《政策目的の根拠》 2025 年2月 18 日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進める。 6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		目的の位置付け 租税特別措置等により達成しようとする目標	二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資する。なお、令和7年9月時点で、全国調整スキームを活用し、地域間連系線について、令和12年度末までに3件の運転開始と、2件の工事着手を目指しているところ。
		④ 政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	託送料金制度において、全国調整スキーム対象費相当額分の法人事業税は託送料金に転嫁することで費用回収することとなり、需要家の託送料金負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を回避することで、他の一般の事業との課税の公平性を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に資することとなる。
10	有効性 等	① 適用数	令和8年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者9社 令和9年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者9社 令和10年度:事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者9社った一般送配電事業者9社

	!	
		令和 11 年度: 事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社 令和 12 年度: 事業実施主体に対して全国調整スキーム対象費を支払った一般送配電事業者 9 社
		7/2 放应品电子采记 V L
		【算定根拠】 全国調整スキーム制度上の全国調整スキーム対象費の払い渡し主体
		を記載(沖縄電力を除く全一般送配電事業者(9社))。
2	適用額	令和8年度:148 億円
		令和9年度:173 億円
		令和 10 年度: 585 億円
		令和 11 年度:585 億円
		令和 12 年度:619 億円
		【算定根拠】
		適用額の考え方は、以下の(Ⅰ)+(Ⅱ)
		(Ⅰ)が北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系
		線の3件、(Ⅱ)が東地域(北海道~東北~東京間)、中国九州間連系
		設備の2件であり、それぞれの運転開始時期および工事着手時期を踏
		まえて、各年度の適用額を算定。
		(I)令和 12 年度末までに運転開始する予定の地域間連系線に対す
		る適用額
		運転開始後から費用回収を行う前提に立ち、本措置が適用され
		る託送料金収入額を以下の計算式により算定。 (X-Y)÷Z
		<u>(X − 1) − 2</u> •X = 工事費 + 運転維持費
		·Y=系統設置交付金相当額
		·Z=減価償却期間
		(Ⅱ)令和 12 年度末までに工事着手する予定の地域間連系線に対する適用額
		工事着手時から、工事期間中にわたり工事費の一部を回収する
		想定に立ち、本措置が適用される託送料金収入額を以下の計算
		式により算定。
		$(A \times \alpha) \div B$
		・A=工事費(現時点での概算)
		$\cdot \alpha = 0.2$ (制度設計中であることから、工事費の 20%を工事期間中に
		わたり回収することを仮定)
		·B=工事期間(予定)
		※各諸元は資源エネルギー庁による推計額。広域系統整備交付金の
		交付額は未決定であることから、推計にあたっては考慮していない。
3	減収額	令和8年度:1.93 億円
		令和9年度:2.25 億円
		令和 10 年度: 7.61 億円
		令和 11 年度:7.61 億円
		令和 12 年度: 8.06 億円

				F him -1- Im Ita N
				【算定根拠】 減収額の考え方は、以下の(i)+(ii)
				法人事業税所得割(収入割)の減収額
				【{(I)+(Ⅱ)}×収入金課税率 1.0%】···(i)
				+特別法人事業税の減収額
				【(i)×収入金課税率 30%】···(ii)
		4	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9、
				北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、中部関西間連系線につ
				いて、3件の整備計画を策定し、2030年度までを目途に完工し、全国
				調整スキームに基づき費用回収を開始予定。また東地域(北海道~東 北~東京間)、中国九州間連系設備の2件については整備計画策定
				ル~泉泉间)、中国ル州间連系設備の2件に Jいては登備計画永足 プロセスを進めている。なお、整備計画は各連系線につき1件策定され
				うらで入る底のでいる。なお、金属計画は存度未稼に Je T 汗水だられる。
				る。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
				各種広域系統整備計画の進捗状況は以下の通り。
				https://www.occto.or.jp/kouikikeitou/seibikeikaku/index.html
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別
				措置等の直接的効果》
				各整備計画の完工・運転開始後に発生する託送料金負担を低廉化し
				つつ、地域間連系線等による広域的融通効果が各地域に裨益するこ
				ととなる。
				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
				一
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
				_
		(F)	税収減を是	託送料金制度において、法人事業税は託送料金に転嫁することで費
		(3)	祝収減を定認する理由	
			等	措置によって、二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性
			•	を図りつつ、託送料金への影響を抑制し、必要なネットワークの整備に
				資することとなる。
11	相当性	1	租税特別措	二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加
			置等による	え、需要家の託送料金負担を軽減するために、本要望措置は妥当。
			べき妥当性	
		•	等の支援性	明海オス世界はおい
		(2)	他の支援措 置や義務付	関連する措置はない。
			け等との役	
			割分担	
		3	地方公共団	広域的電力融通に資する地域間連系線等が整備されることにより、各
			体が協力す	地域の電力価格安定化、再エネ電力融通等に裨益する。また、最終的
			る相当性	にその託送料金を負担する各地域の需要家負担が低減される。

12	有識者の見解	_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	